

「でんさいネット」業務規程等の一部改正のお知らせ

特定記録機関変更記録*の取扱開始に伴い、株式会社全銀電子債権ネットワークの業務規程および業務規程細則（以下、「業務規程等」といいます。）の一部改正が行われ、また、当行「こうぎんでんさい規定」に手数料を追加しましたので、お知らせいたします。

*みずほ電子債権記録㈱およびSMB C電子債権記録㈱の電子債権を「でんさいネット」へ移動することが可能となります（日本電子債権機構㈱の電子債権の「でんさいネット」への移動については、令和2年2月を予定）。

1. 「こうぎんでんさい規定」の改正点
取扱手数料に「記録機関変更記録手数料」を追加（詳しくは[こちら](#)をご覧ください）。

2. 業務規程等の改正点

(1) 定義の追加

- ・「提携記録機関」および「特定記録機関変更記録」の定義を規定した。

【業務規程第2条第26号・第27号関係】

(2) 停止措置および解除等に関する免責

- ・特定記録機関変更記録の取扱いの停止措置および提携記録機関との提携契約の解除等による特定記録機関変更記録の取扱いの停止に関する㈱全銀電子債権ネットワークの免責について規定した。

【業務規程第10条の2、第10条の3関係】

(3) 特定記録機関変更記録の追加

- ・㈱全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録として、特定記録機関変更記録を規定した。

【業務規程第21条第1項・第3項関係】

(4) 特定記録機関変更記録の請求方式

- ・特定記録機関変更記録の請求方式（本業務規程および提携記録機関の定めに従い提携記録機関に請求すること）について規定した。

【業務規程第23条第2項・第3項関係】

(5) ㈱全銀電子債権ネットワークによる電子記録および通知

- ・㈱全銀電子債権ネットワークが特定記録機関変更記録を記録した場合の、利用者への通知内容および通知方法について規定した。

【業務規程第25条第2項、業務規程細則第15条第2項関係】

(6) 通知の特則

- ・電子記録等の通知の特則（発生記録の通知を特定記録機関変更記録の記録に伴う開示内容の記録に関する通知と誤認するおそれがあると認めた場合に通知をしないことができる旨）を規定した。

【業務規程第 29 条第 4 号、業務規程細則第 16 条第 2 項関係】

(7) 特定記録機関変更記録等に関する詳細事項

- ・特定記録機関変更記録の請求および承諾に関する事項（株全銀電子債権ネットワークに通知する情報、特定記録機関変更記録の請求条件等）、記録に関する事項、株全銀電子債権ネットワークと提携記録機関間での通知の方法、変更後債権記録に変更前債権記録の記録事項を記録できる旨を規定した。

【業務規程第 37 条の 2、業務規程細則第 32 条の 2 関係】

(8) 変更後債権記録に対する変更記録

- ・特定記録機関変更記録の請求または承諾に併せて、電子記録債権法第 16 条第 2 項各号に掲げる事項（任意的記録事項）および利用者情報の変更記録が請求されたものとみなす旨等を規定した。

【業務規程細則第 32 条の 3 関係】

(9) 開示内容の記録および通知

- ・業務規程細則第 32 条の 3 に定める変更記録により変更されたでんさいの内容を開示するための開示内容の記録および当該記録の通知について規定した。

【業務規程細則第 32 条の 4 関係】

(10) 債権記録に記録されている事項の開示の請求方法

- ・特定記録機関変更記録および業務規程細則第 32 条の 3 に定める変更記録の開示の請求方法を特例開示とする旨、特定記録機関変更記録がされている場合は業務規程細則別表 2 に規定する事項を開示する旨等について規定した。

【業務規程細則第 56 条第 7 項・第 9 項関係】

(11) 記録請求に際して提供された事項の開示の請求方法

- ・業務規程細則第 32 条の 3 に定める変更記録の提供情報の開示の請求方法を特例開示とする旨、特定記録機関変更記録を請求または承諾した場合は業務規程細則別表 4 に規定する事項を開示する旨等について規定した。

【業務規程細則第 58 条第 6 項・第 7 項関係】

詳細については、「でんさいネット」WEB ページのニュースリリース、[「業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ」](#)を参照してください。

【本件に関するお問い合わせ】

高知銀行 事務システム部

担当：黒石 TEL 0120-507-034